



変わる時代の確かな視点

News Release

苦情・紛争解決の体制について

金融 ADR 制度

2012/7/2 (mon)

株式会社ニッセイ基礎研究所（以下「当社」といいます。）は、当社と投資助言契約を結ぶお客様からの苦情等について、金融商品取引法等に従い、当社の加入する一般社団法人日本投資顧問業協会の業務委託先である、特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（以下「FINMAC」といいます。）が行なう苦情処理の手続きに従って、その解決に努めます。

また、同様に紛争の解決にあたっては、FINMAC が行うあっせんの手続きに従って、その解決に努めます。

FINMAC をご利用になる場合や、苦情・紛争解決の流れについてのご照会については、下記の連絡先までお申出下さい。

《FINMAC 連絡先》

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13

電話：0120-64-5005（フリーダイヤル）（月～金／9：00～17：00 祝日等を除く）

この件に関するお問い合わせ

●
ニッセイ基礎研究所 経営企画部
102-0073 東京都千代田区九段北 4-1-7 | www.nli-research.co.jp
Tel.03-3512-1800 | pad-query@nli-research.co.jp



RESEARCH

株式会社ニッセイ基礎研究所 102-0073 東京都千代田区九段北4-1-7 | Tel.03-3512-1800【代表】 | Fax.03-5211-1058 | www.nli-research.co.jp